

東京都心部における「境外参道」の空間特性に関する研究

A study on spatial characteristics of "outside approach" in Tokyo inner city district

26132 岡村 祐

It will be essential that we attach great importance to the space, which has special characteristics and we go through the space making which makes use of that character sufficiently in city planning and urban design. As an element of such a space, there is a "outside approach" -the approach outside of a shrine precincts- that connects a shrine with its neighbor area. This research reveals the transformation process of "outside approach" in Tokyo inner district after modern era and the spatial characteristics in urban space today, and presents that it has various meanings not only as a religious space but also as one of the public space in urban space.

第1章 はじめに

1-1 研究の背景

「境外参道」（定義は後述）は、神社境内地再生のためのツールとして、日本の都市空間に特有の「奥性」を体现した空間として、あるいは、地域のポテンシャルを反映した空間として、現代都市空間における新たな側面を提示してくれるのではないかと考える。

1-2 既往研究のレビュー

「境外参道」に関する論考は、管見するところ田阪（1937）（文献1）及び上田（1985）（文献2）に限られている。前者は、唯一「境外参道」という用語を用いた論考であり、宗教空間としての相応しい空間像を描きながら、造園学の立場からその意義、配置、形態について分析を行っている。後者は、参道を「神社境域内の参拝道路」というよりは「神路」と捉え、祭祀空間、遙拝空間としての参道空間の本源的な意味を、日本人古来の哲学・宗教観から考察を加えているが、都市計画との接点はみられない。一方、参道空間そのものを扱った論考^{註1)}は、いくつかみられるが、それらは、シークエンス景観としての参道空間に着目しその空間特性について定量的な分析に終始し、都市的・地域的な視野で論じたもの、あるいはその歴史的形成過程に踏み込んだものもない。

1-3 問題意識

「境外参道」に対して、上記の田阪（1937）や上田（1985）にみられるような、神社に依存する宗教空間という視点ではなく、都市・地域における一つの公共空間であるという視点が重要なのではないだろうか。そして、都市の新たな秩序として都市計画や都市設計のなかで位置づけられるべきであると考ええる。

1-4 研究の目的

以上の問題意識から、本研究では「境外参道」の歴史的展開及び都市・地域との関係性に着目し、以下の3点を研究の目的として設定する。

- (1) 近代以降の都市化の中での「境外参道」の空間変容及びその背景から現代に至るまでの歴史的変遷を明らかにする。
- (2) 「境外参道」の現況（起点モノメントの性質、街路構造、街路整備の実態等）からその空間特性を明らかにする。
- (3) 現代都市空間における「境外参道」の重要性を考察する。

なお、研究対象範囲は東京都心部に限定する。これは、混沌とした現代都市空間においてポテンシャルや特異性をもつ空間が埋没しつつあるなかで、その空間の意義・重要性を再認識する必要がある、その点で特に当該地域を対象とする意義が大きいと考えたからである。

第2章 「境外参道」の定義と抽出

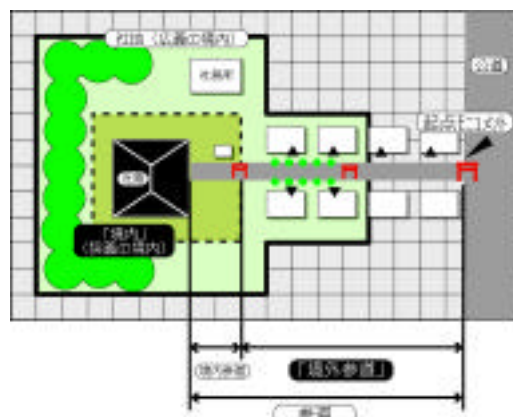
2-1「境内」と「境外」の定義

社殿を中心とした最低限度のひとまとまりの土地を「境内」（＝「境内地」）と定義する。広義（社地）と狭義の境内を区別するために、かぎっこ付きとする。つまり、「境外」は、その外側の土地であり、社地であっても「境外」という状況はあり得る。

2-2「境外参道」の定義

図1で示すように、「境外参道」を「境外」にあって「公道との交点に立つ神社に関連するモノメントを起点とした「境内」に至るまでの道」と定義する。また、そのモノメントのことを起点モノメントと定義する。

【図1】神社境内地の構成

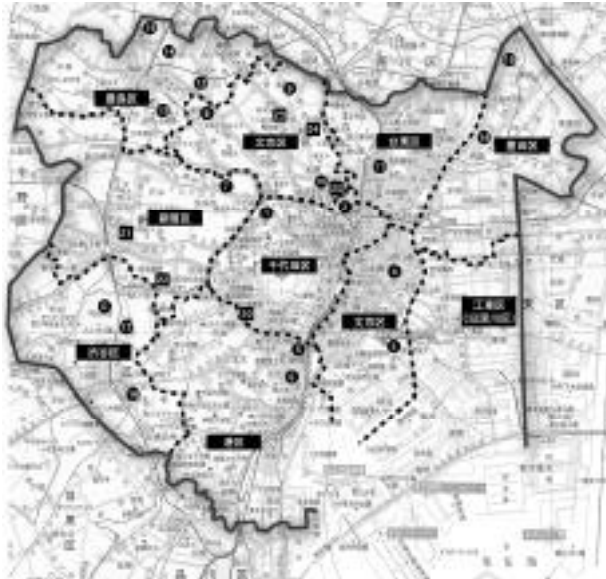


2-3「境外参道」の抽出

東京都心部の千代田、中央、港、新宿、文京、台東、豊島、渋谷、墨田、江東（旧深川区の範囲）の10区を対象に東京都神社庁編『東京都神社名鑑（上）』（1986）^{註2)}に掲載されている約250の神社に関して、「境外参道」が現存するものは現地調査によって、現存しないものに関しては、古写真、古絵図等を用いて抽出する。

2-4 研究対象事例

上記の抽出作業の結果、現存する「境外参道」が 20 事例、消失してしまった「境外参道」が 6 事例、研究対象として抽出された。



【図2】研究対象事例の分布

【表1】研究対象事例の「境外参道」及び神社の諸データ

No.	社名	神社に関する諸データ					「境外参道」に関する諸データ		
		所在地	創建年 遷座年	旧社格	社地面積 (m)	氏子世 帯数	道路種別	起点モニュメント種別	現存・消失
0	明治神宮	渋谷区代々木神園町1-1	1920	官幣大社	976,000	崇敬神社	公道	宮夜灯	現存
1	神田神社	千代田区外神田2-16	1616	神社	12,210	30,000	公道	鳥居 社号標「神田神社」	現存
2	東京大神宮	千代田区富士見2-4	1927	無格社	4,049	5,300	公道	社号標「東京大神宮」	現存
3	住吉神社	中央区佃1-1	1646	郷社	1,822	4,000	公道	鳥居	現存
4	三光稲荷神社	中央区日本橋堀留町2-1	1603	無格社	89	160	私道	ゲート「三光稲荷神社」 標石「三光稲荷神社参道」	現存
5	芝大神宮	港区芝大門1-12	1598	府社	1,089	3,500	公道	社号標	現存
6	烏森神社	港区新橋2-15	906	村社	990	2,000	私道（社地）	ゲート「烏森神社」 社号標「烏森神社」	現存
7	赤城神社	新宿区赤城元町16	1555	郷社	4,840	14,000	公道	社号標「赤城神社」	現存
8	吹上稲荷神社	文京区大塚5-21	1912	無格社	510	3,600	公道or私道※	鳥居 社号標「吹上稲荷神社」	現存
9	本郷上天祖神社	文京区本郷込3-40	1189	村社	3,491	3,000	公道	標石「天祖神社入口」	現存
10	葛島天満宮B	文京区湯島3-30	1355	府社	8,200	2,500	公道	鳥居	現存
11	下谷神社	台東区東上野3-29	1928	郷社	1,913	7,200	公道	鳥居	現存
12	大塚天祖神社	豊島区南大塚3-49	1331~1334	村社	1,590	20,000	公道	鳥居型街灯 社号標「天祖神社」	現存
13	大鳥神社	豊島区蔵司が谷3-20	1887	無格社	1,534	4,000	公道	ゲート「大鳥神社参道」	現存
14	子安稲荷神社	豊島区上池袋2-38	1708	無格社	2,462	1,300	私道+公道	ゲート「稲荷神社」	現存
15	池袋水川神社	豊島区池袋本町3-14	不詳	村社	6,976	1,000	私道（社地）	鳥居 社号標「水川神社」	現存
16	金王八幡神社	渋谷区渋谷3-5	1100	郷社	4,078	5,000	公道	鳥居 宮夜灯	現存
17	東郷神社	渋谷区神宮前1-5-3	1940	府社	27,720	崇敬神社	私道（社地）	標石「東郷神社北参道」	現存
18	牛島神社	墨田区向島1-4-5	1902	郷社	3,234	20,000	公道	鳥居	現存
19	隅田川神社	墨田区堤通2-17-1	不詳	村社	3,177	3,500	隅田川通り	鳥居 標石「隅田川神社参道」 社号標「水神社」	現存
20	日枝神社	千代田区永田町2-10-5	1659	官幣大社	30,221	10,000	公道	消失	消失
21	両向天神社	新宿区新宿6-21-1	1229	無格社	4,290	4,500	公道	消失	消失
22	多武家内藤神社	新宿区内藤町2	1883	無格社	858	400	公道	消失	消失
23	白山神社	文京区白山5-31-26	1655	郷社	6,130	10,000	公道	消失	消失
24	根津神社	文京区根津1-28-9	1706	府社	22,367	13,000	公道	消失	消失
25	葛島天満宮A	文京区湯島3-30	1355	府社	8,200	2,500	公道	消失	消失

第3章 「境外参道」の変容とその背景

3-1 はじめに

本章では、前章で研究対象として抽出された 26 の「境外参道」に関して、主として「境外参道」の街路の平面構造の変容と起点モニュメントの存否に着目し、「境外参道」空間が地域社会の中で如何なる変容を遂げてきたのかを明らかにし、当該空間が有する歴史的意義を考察する。

3-2 調査方法

本章では以下の調査を行った。

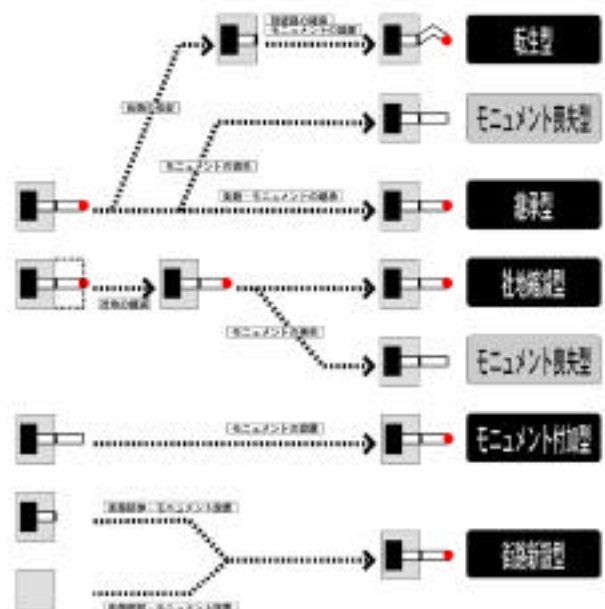
- (1) 神社参道及び境内地に影響を与えた制度・計画・事業等を明らかにするための文献調査。
- (2) 各々の「境外参道」の歴史的変容過程を明らかにするための地図の読解、神社史等の文献調査、及び、ヒアリング調査。
- (3) 変容の目的を明らかにするための神社あるいは行政へのヒアリング調査。

3-3「境外参道」の変容過程

26 の研究対象における近代以降の空間の変容過程を、地図上における経年比較・文献資料及びヒアリング調査から整理した。

3-4 変容過程による類型化

「境外参道」の空間変容の全体像を捉えるために、前節 3-3 で得られた各神社の空間変容の過程をもとに、その類型化を試みた。結果として、以下のように 6 タイプに分類することができた。



【図3】変容過程による類型化

3-5 変容の背景

「境外参道」が大きく変容した時期としては、(1)明治維新期、震災復興期（大正末～昭和初期）、(3)戦災復興期をあげることができる。

(1) 明治維新期

土地制度及び租税制度の改革、つまり上地令及び地租改正によって「境内」は、祭典のために必要な土地と規定され、社地の多くは国有化された。その中で、比較的規模の大きな神社に関しては、「社地縮減型」にみられるように、かつての社地内の「境外参道」が社地外の「境外参道」へと転化することにより、神社の手を放れる、つまり一般公道化してしまうという現象がおきた。その結果、治道は門前町家から一般市街地へと変わり、神社参道としての特異性が失われていった。また、「モニュメント喪失型」の多くは、社地の縮減によってモニュメントが「境外」に残された結果、その後の喪失を招いた。



【図 4】根津神社（文京区）における社地の縮減（薄いグレイ部が上地によって国有化された土地）

(2) 震災復興期

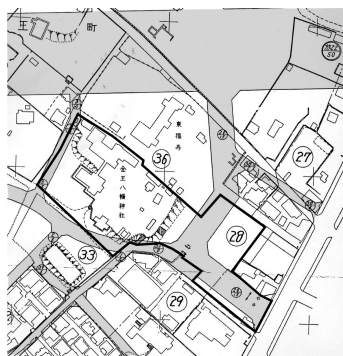
帝都復興の土地区画整理事業において神社境内地は、換地計画において、極力従前の位置・面積を維持する旨の通告⁴³⁾が出されていることから分かります。特別な配慮がなされていたと考えられる。その結果、「境外参道」の街路自体が失われるような神社周辺街区の再編は管見されていない。一方で、「街路新設型」にみられるように、区画整理によって「境外参道」の街路が拡幅された事例や、新たに造られた街路を「境外参道」として利用した事例がある。



【図5】山谷神社（台東区）における境内地の移転に伴う「境外参道」の新設

(3) 戦災復興期

震災復興に比べ、戦災復興土地区画整理では、神社境内地に対して、特段の配慮がなされておらず⁴⁴⁾、区画整理が施行された駅周辺の神社に関しては、社地の縮減による「境外参道」の生成、あるいは周辺街区再編による「境外参道」の消失がみられた。



【図6】金王八幡神社（渋谷区）における社地の縮減による「境外参道」の生成（グレイ部が区画整理による計画道路）

戦災復興期におけるもう一つの要因として、空襲で焼失した神社社殿の再建や神社の安定的経営のため、あるいは地域の復興のために、終戦直後に境内地の一部を貸し出した社地が縮減し、「境外参道」が生成・強化されたという事例もある。



【図 7】社地における店舗建設による「境外参道」の生成（烏森神社（港区））（左：戦前の境内地配置図、右：戦後の境内配置図）

3-6 小結

以上の調査・考察から各「境外参道」が地域の個別事情

を反映しながら、変化を遂げ現代に至ってきたということが分かるが、(1)「境外参道」空間変容史の全体像、及び(2)空間変容の要因とその意図に関して、以下のように整理することができる。

(1)「境外参道」空間変容の全体像

①多様な変容パターン

6 パターンに類型することができ、実にその変容過程は多様である。

②江戸との連続性

一部の事例を除いて「継承型」、「社地縮減型」、「モニュメント喪失型」には、少なくとも神社境内地及びその周辺の都市構造における江戸期からの連続性がみられる。「継承型」においては、起点モニュメントと街路の「境外参道」の構造はそのまま現代に継承され、「社地縮減型」においては、かつての社地が様々な要因によって縮減したことによって「境外参道」が公道化あるいは準公道化され、「モニュメント喪失型」においては、起点モニュメントを失ってしまったが街路構造は継承されているというタイプであり、いずれも江戸期の境内地及び「境外参道」の構造を基盤として現代へと引き継がれている。

③消失より生成

「街路新設型」や「モニュメント付加型」のような積極的な生成過程を有するもの、あるいは「社地縮減型」のような結果として「境外参道」が生成されたものも含め、「境外参道」の多くは、近代以降に生成、あるいはその性格を強めている。

(2)空間変容の要因とその意図

④大規模な改変と小規模な改変

「境外参道」が生成される背景として、土地区画整理事業のような大規模な市街地の改変によるものと、起点モニュメントの設置や部分的な土地の賃借によって街路を新設するという部分的な改変によるものがある。後者の事例は、何も境内地や市街地の大規模な改変により新たに街路を設けなくとも「境外参道」は生成されることを示唆している。

⑤国家的制度・事業の影響による変容

「境外参道」の変容には、少なからず土地令や土地区画整理事業など国家あるいは都（府）レベルでの制度や事業の影響がみてとれる。しかも、これらの制度・事業によって「境外参道」が失われるというよりはむしろ、新設されたり、社地外の「境外参道」となることでよりその性格が強化されたといえる。

⑥地域と神社の強い結びつき

「境外参道」の生成の背景には、地域と神社のつながりがみられる。終戦直後に地域の再生のために境内地を宅地や畑地とし貸し出したことによって社地が縮減し「境外参道」が生まれたタイプや、区画整理の完了後に、地域の再生あるいは社殿の建設を祈願して起点モニュメントとなる鳥居を設置したことによって「境外参道」が生成したタイプなどみられた。地域が神社を地域のシンボルとして捉えていたことや、神社は自らを支える存在としての地域との関係を重要視していたということが分かる。

⑦風致よりもアクセスを求める

参道には、森厳な参道林を配し風致を確保することが求められるが、このような宗教空間の演出を企図したものは、明治神宮表参道及び池袋氷川神社く

らいて、他の事例における「境外参道」の生成目的は、大通りへのアクセスを強化するために街路を新設し、神社の存在を顕示するために起点モニュメントを設置するというものであった。

第4章 現代都市空間における「境外参道」

4-1 はじめに

本章では、「境外参道」の起点モニュメント、街路の規模、街路形状、「境外参道」の配置、街路の景観整備状況、沿道の土地利用及び建築形態、及び「境外参道」における地域の活動の7つの視点で多面的に「境外参道」を観ることにより、現代都市における空間特性を見出すことを目的としたい。また、その空間特性が如何なる要因によって生まれたものなのかという点についても言及したい。

4-2 調査方法

7つの視点における空間特性を明らかにするために、以下の項目について、主にフィールド調査やヒアリング調査等によって基礎データを収集した。

①起点モニュメントの種別、②起点モニュメントの立地、③起点モニュメントの設置時期、④起点モニュメントの所有者、⑤街路の種別、⑥街路の距離・⑦街路の幅員、⑧街路形状、⑨社殿の向き、⑩境内参道及び境外参道の向き、⑪沿道土地利用、⑫沿道建築形態、⑬街路景観整備（整備状況、整備時期、整備主体、整備の経緯）、⑭「境外参道」における地域活動、⑮祭礼時における「境外参道」における活動

4-3「境外参道」の空間特性

(1)起点モニュメント

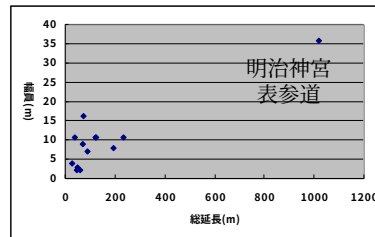
起点モニュメントの種別としては、神社固有の伝統的な鳥居、常夜灯、社号標が大半を占めている。その役割は、鳥居であれば宗教空間としての参道を考えた場合に、本源的には、「聖的な領域と俗的な領域を分かち」及び「神社の門として人々を招き入れる」という役割が考えられるが、現状の参道の空間演出を勘案すると、前者の意味合いは薄いと言わざるを得ない。また、その他のモニュメントに関しては、「門」あるいは「表札」としての役割を果たしている。

【表2】起点モニュメントに関する諸データ

	社名	起点の立地場所	立地場所の種別	「起点モニュメント」の種別	起点モニュメント建立時期	所有者
0	明治神宮	幹線道路（青山通り）との交点	公道	常夜灯	大正11年	神社
1	神田神社	主要道路（神田明通り）との交点	公道	鳥居	昭和5年	神社
2	東京大神宮	幹線道路（目黒通り）との交点	社地（飛び地）	社号標「神田神社」 社号標「東京大神宮」	昭和5年 平成13年	神社 神社
3	住吉神社	閑田との交点	公道	鳥居	不詳（明治初期か）	神社
4	三光稲荷神社	主要道路（人形町通り）との交点	私道	ゲート「三光稲荷神社」 ゲート「三光稲荷神社参道」	昭和29年	町内会 神社
5	芝大神宮	幹線道路（第一京浜）との交点	公道	社号標「芝大神宮」	昭和54年	神社
6	烏森神社	主要道路（烏森通り）との交点	神地	ゲート「烏森神社」 社号標「烏森神社」	昭和5年 終戦後	神社 神社
7	赤城神社	主要道路（神楽坂通り）との交点	公道	標石	終戦直後	神社
8	吹上稲荷神社	主要道路（坂下通り）との交点	公道	鳥居	明治45年	神社
9	駒込天神社	幹線道路（本郷通り）との交点	公道	社号標「駒込天神社」 ゲート「大島神社参道」	昭和17年 昭和34年	神社 神社
10	湯島天神宮(B)	幹線道路（春日通り）との交点	公道	鳥居	不詳	神社
11	下谷神社	幹線通り（浅草通り）との交点	社地（飛び地）	鳥居	昭和8年	神社
12	大塚天神社	主要道路（池袋駅西口）との交点	公道	鳥居型ゲート「サンモール大塚」 社号標「大塚神社」	昭和60年 昭和9年	商店街 神社
13	大島神社	幹線道路（明治通り）との交点	公道	ゲート「大島神社参道」	昭和55年	神社
14	子安稲荷神社	幹線道路（明治通り）との交点	私用地	ゲート「稲荷神社+α」	昭和29年頃	神社
15	池袋氷川神社	主要道路（氷川中央通り）との交点	社地 社地 社地	鳥居 社号標「氷川神社」 常夜灯	昭和40年 昭和40年	神社 神社 神社
16	金王八幡神社	主要道路との交点	公道	鳥居 常夜灯	昭和33年 明治33年	神社 神社
17	東郷神社	主要道路（五輪通り）との交点	公道	標石「東郷神社北参道」	昭和49年	神社
18	牛嶋神社	幹線道路（三戸通り）との交点	公道	鳥居	昭和5年	神社
19	関田川神社	幹線道路（墨堤通り）との交点	私用地（旧地蔵地） 私用地（旧地蔵地） 私用地（旧地蔵地）	鳥居 社号標（永神社）	昭和58年 明治32年・明治42年	神社 神社

(2)街路の距離及び幅員

東京都心部における明治神宮表参道以外の「境外参道」



は、下図で示すとおり、概して幅員の小さい（10m前後）、歩行者中心の街路が大半を占めていることが判る。距離に関して、参道としては、直接社殿見通すこと

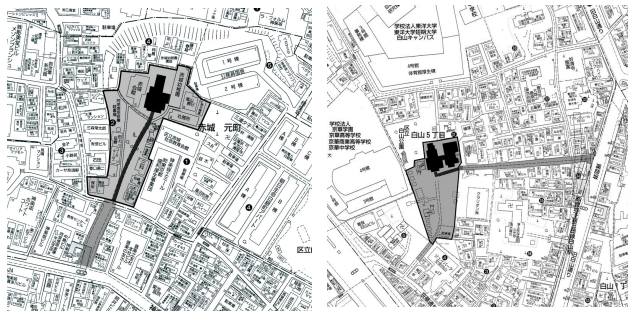
【図8】「境外参道」の距離と幅員

(3)街路形状

街路形状に関しては、下図のとおり「直線型」、「屈折型」、「屈曲型」と3種に類型できる。「直線型」が26事例中18事例と最も多く、短い距離で幹線道路等の公道と境内を直線で結んでいるということが分かる。参道としては、境内を大きくみせる、あるいは風致的効果を高めることのできる曲線が好ましいとされている。

(4)「境外参道」の配置

「境外参道」と「境内参道」の関係は、「一致・延伸型」、「直交型」、「無関係」に類型でき、「一致・延伸型」が11事例と最も多かった。また、社殿の参道との関係は、「社殿南面・参道南抜」が最も多く、次に理想的配置^{註5)}とされる「社殿南面・参道東抜」が続いた。後者の配置に関しては、理想を追求した結果というよりは寧ろ地形や幹線道路との関係から偶然実現したと考えられるものが多い。



【図9】「境外参道」の配置（左：「社殿南面・参道南抜」（赤城神社（新宿区））、右：「社殿南面・参道東抜」（白山神社（文京区））

(5)街路の景観整備状況

26事例中9事例において、なんらかの街路の景観整備が行われている。その特徴は以下のとおりである。「境外参道」と神社との関係性が分かりやすい場合に整備が行われており、地元（神社や商店街）の要望に行政が応える形で整備が行われている。整備の目的としては、地域の活性化であり、装飾灯の設置や路面のブロック舗装などにより「歴史的」な景観が形成されている。

一方、宗教空間として参道林などによって風致的効果を高めるような演出はなされていない。池袋氷川神社や金王八幡神社にみられるだけである。

【表3】「境外参道」の街路景観整備の状況

	社名	街路整備状況	整備時期	整備主体	整備の経緯・目的
1	神田神社	全面ブロック舗装 街灯設置	平成14年 平成14年	千代田区 千代田区	地元からの要望に応える形で、親しみのもてる地域に相応しい道路づくりのための修景事業を行った。
2	東京大神宮	街灯設置 植木鉢スタンド 歩道ブロック舗装	平成13年 平成13年 平成13年	千代田区 千代田区 千代田区	歩行者・地域にとって快適で安全な道路環境づくりを目的に行われた。
3	住吉神社	全面ブロック舗装 (ただし、町内会全体)	不明	中央区	地域の景観の向上を目的行われた。
5	芝大神宮	街灯設置 街路樹 車止め 歩道ブロック舗装	昭和57年 昭和57年 平成14年 平成14年	港区 港区 港区 港区	神社に相応しい景観形成・バリアフリーを目的にコミュニティ道路事業が行われた。 下水道事業の復旧工事合わせて、神社参道に相応しい景観づくり事業が行われた。
9	駒込天祖神社	歩道ブロック舗装	平成2年	文京区	地域の景観の向上を目的行われた。
10	湯島天満宮(B)	歩道ブロック舗装	平成8年	文京区	「歴史と文化の散歩道」に位置づけられたために整備が行われた。
15	池袋氷川神社	石畳舗装 並木の植樹 短冊の設置	平成元年 平成元年 平成元年	豊島区 豊島区と神社崇敬会 豊島区と神社崇敬会	私道舗装助成を利用して神社参道に相応しい景観形成・快適な歩行環境の創出を行った。
16	金王八幡神社	歩道ブロック舗装 街路樹 歩道ブロック舗装	平成5・8年 平成5・8年 平成8年	渋谷区 渋谷区 文京区	地域の資産を結ぶ散策路整備の一環 「歴史と文化の散歩道」に位置づけられたために整備が行われた。
25	湯島天満宮(A)	街灯の設置	平成15年	文京区	交換時期にあった街路灯を神社参道として相応しいものに交換した。

(6)沿道の土地利用及び建築形態

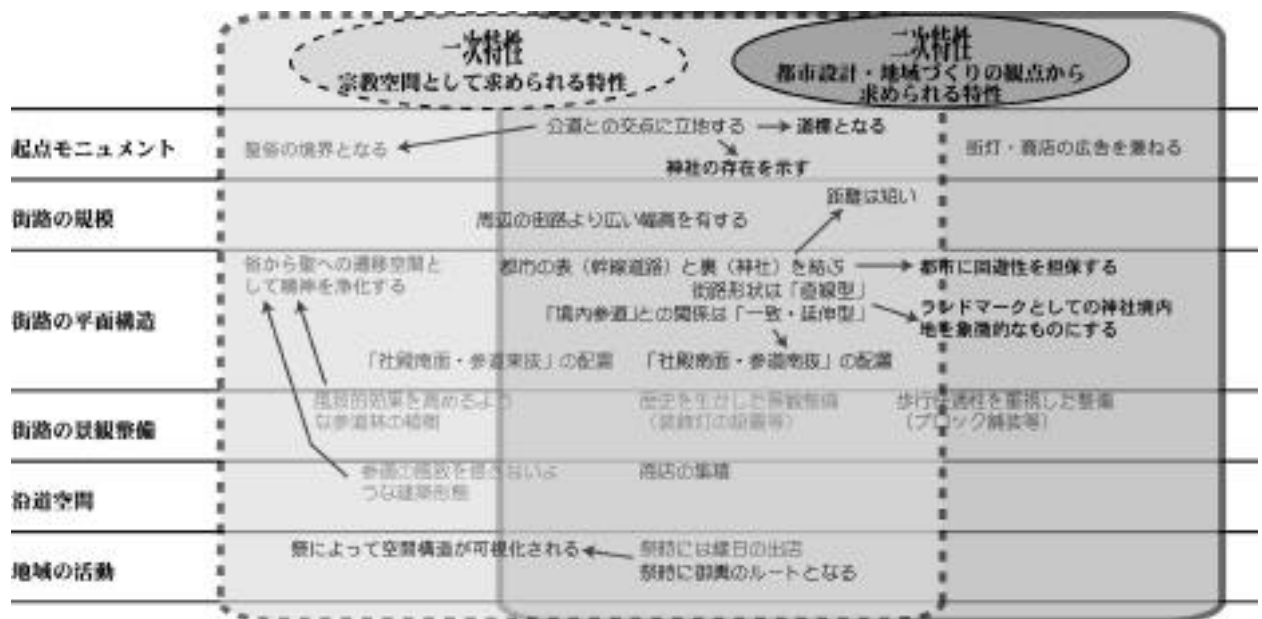
土地利用及び建築形態ともに、顕著な特徴を見出すことはできなかった。

(7)「境外参道」における地域活動

祭礼時における御輿の宮入のルート、あるいは縁日の出店によって、空間構造が可視化される。ちなみに、「境外参道」における縁日の出店は、11の神社でみられた。

4-4 小結

「境外参道」における空間特性は、「境外参道」が宗教空間であることから規定される一次特性と、そこから派生、あるいは宗教とは無関係に都市・地域的視野の中で成立した二次特性に分けることができる。下図で示すように、「境外参道」における一次特性は僅かであり、多くの「境外参道」が都市設計や地域づくりの観点から求められた特性であるということがいえる。



【図10】「境外参道」の特性の分類（薄字はその特性が弱いことを示している）

第5章 「境外参道」の現代的意義

5-1 歴史を伝える空間として

(1)神社境域の拡がりを示す空間

特に都市の改変が激しい東京都心部の神社境内地は、常に都市化の影響を受けてきた。例えば、公共的な性格故に道路の拡幅のための土地の供出や神社経営に必要な資金を得るための境内地の売却や貸出によって、基本的にはその境域を狭めてきたという歴史がある。そのなかで、一般市街地に取り残されてきた空間が「境外参道」である。「境外参道」は、今では失われてしまったかつての広大な神社領域を示す目印となる重要な空間なのである。

(2)国家的制度・事業を反映した空間

「境外参道」に対する直接的な国家による法制度は存在しなかったと考えられるが、「境外参道」の空間変容の背景には、上地令及び地租改正に起因する社地の縮減による「境外参道」の生成や、帝都復興の土地区画整理事業時における「境外参道」の新設、あるいは戦災復興土地区画整理事業時における「境外参道」の消失など、国家的制度の変革や事業の実施の影響が見て取れる。

(3)かつての地域社会のあり方を示す空間

近代以降の「境外参道」が生成されてきた歴史を振り返ると、そこには、現在では、希薄になりつつある神社と地域の強い結びつきをみることができる。もちろん、国家神道主義のもとでの総氏子制が背景にあったというのは見逃せない事実ではあるが、国家による設計指針のようなものがあつたわけではなく、地域ごとの意志が都市設計に反映した結果であると言える。街路の開設は勿論のこと、起点モニュメントとしての鳥居の新設は、地域による奉納であるし、その設置に関しても氏子を中心とした地域の協力なしにはあり得なかった。

このような地域と神社の強固なつながり、つまり神社を中心とした地域コミュニティが存在していたことを「境外参道」は現代の私たちに教えてくれる。

5-2 都市を演出する空間として

(1) まとまりある景観を創出する空間

「日本の都市空間」(1968) (文献 16) をはじめ、既往の文献等で紹介されている参道空間の魅力というのは、街路空間におけるランダムな折れ曲がりや地形がもたらす高低差が演出する視覚的效果である。

しかしながら、東京都心部においては、社殿、「境内参道」、「境外参道」は一つの軸上に配されていることのほうが多い。これは、4 章で明らかにしたように、「直線型」、あるいは「一致・延伸型」が大多数を占めていたことから裏付けられる。

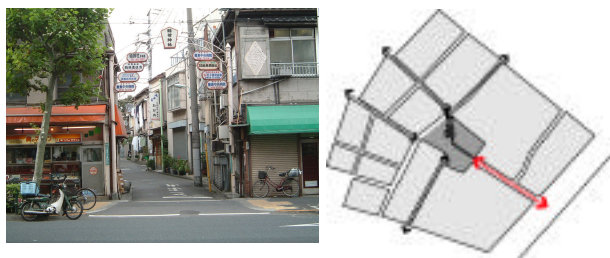
つまり、背後に鎮守の森をひかえ、地域のランドマークとなる神社境内地は、「境外参道」を軸路としたアイストッポの位置にあり、時には、参道沿道の建築物あるいは街路樹と一体となってまとまりのある景観＝ヴィスタ景を創りだすことがあるのだ。「見通す」という体験・行為、非日常的体験の場として、都市空間における必要不可欠な秩序である。



【図11】アイストッポとなる神社境内地

(2) 都市の回遊性を担保する空間

「境外参道」は、幹線道路と街区内部を結ぶ街路である。また、神社境内地には、「境外参道」だけでなく、地域の多数の街路が接続され、境内地は、求心的な存在になっていることが多々ある。それらの境外（一部は境内）街路は、北参道、裏参道、あるいは男坂、女坂と名付けられている。そのなかでも、「境外参道」は、神社境内地を介して街区内部と地区の主要道路への行き来をスムーズにすることが可能になるのだ。また、神社境内地はそのオープンスペースの存在ゆえに、災害時には一時避難場所となることもあり、「境外参道」はさらなる避難路としても有効にはたらく。これが、特に道路基盤が完全に整備されていない密集市街地などでは、なおさらである。

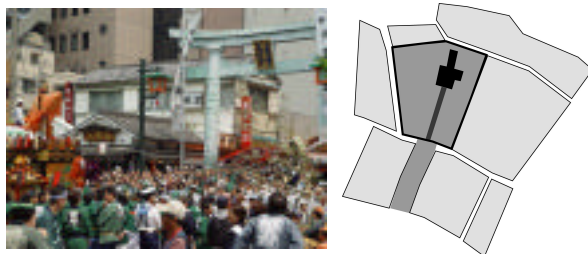


【図12】都市の回遊性を担保する「境外参道」

(3) 広場的な利用が可能な空間

時に、「境外参道」は周辺街路に比して広幅員に、そして袋小路状の街路構造故に、自動車の通行が少ない歩行者中心の街路空間となることが多い。つまり、季節、時間帯を限定した仮設的な広場として機能することが可能である。

この広場的利用は、祭礼時にみられるような神社に特有の空間の演出手法としてあげられ、非日常（ハレ）時と日常（ケ）時のコントラストとして現れる。祭礼という非日常（ハレ）時には、御輿のルートや縁日の出店によって「境外参道」は明確に可視化され、日常（ケ）時には見当もつかない空間の使われ方がみられる。



【図13】祭礼時に活況する「境外参道」

■ 註

- 1) 文献(3)、文献(4)など。
- 2) 東京都神社庁に加盟している神社の諸データ（鎮座地、祭神、由緒、創建年、氏子数など）が記載されている。
- 3) 「整理施行地区内ノ神社境内地ノ取扱方ニ關スル件」と題して神社境内地はなるべく従前の位置、面積を変更しないように扱い、仮にもし設計路線敷地に当たってしまった場合は、適切な場所に従前同様の面積で換地設計を行うべきであるという内容の通告が出されている。（大正13年）
- 4) 「復興土地区画整理設計標準」によると、施行区域の設定に関して以下のように書いてあり、神社境内地に対して特段の配慮をする必要性は述べられていない。「区域内にある御料地、国有地、官有地、公共団体の公用又は公共の用に供する土地、墓地、社寺境内地、鉄道軌道用地はこれを地区に編入し、名勝地、旧蹟地、古墳墓地も時に都市計画に必要がある場合には、編入するように努める。」
- 5) 「社殿南面」は中国の故事「天子南面す」に由来する。「参道東抜」は神社関係者の話によるものだが、文献等において裏付けを得ることはできなかった。

■ 主要参考文献

- (1) 田阪美徳：「神社の参道」『神社教会雑誌』 pp10~20 1937.3
- (2) 上田篤：『空間の演出力』 筑摩書房 1985
- (3) 斎藤瀬：「神社参道の空間構成に関する研究」『日本都市計画学会学術研究論文集』 No.24 pp.457~462 1999
- (4) 船越徹・植田洋・清水美佐子：「参道空間の分節と空間構成要素の分析（分節点分析・物理量分析）—参道空間の研究（その1）—」『日本建築学会計画系論文報告集』 No.384 1988年
- (5) 上田篤：『鎮守の森は甦る 社叢学事始』 思文閣出版 2001
- (6) 大蔵省管財局編：『社寺境内地処分誌』 大蔵財務協会 1954
- (7) 西村幸夫：「土地にまつわる明治前期の文化財保護行政の展開—「歴史的環境」概念の生成史その3—」『日本建築学会計画系論文集』 No.358 pp65~74 1985
- (8) 大石真：「いわゆる国有境内地処分法の憲法的考察」『法政研究』九州大学法政学会 No.66 pp.703~732 1999.7
- (9) 前島康彦：『田阪義徳先生遺稿集』 田阪義徳先生記念会 1970
- (10) 加藤見規：「都市内神社境内地の空間変容に関する研究—名古屋市中4区の事例研究—」『日本都市計画学会学術研究論文集』 No.18 pp.115~320 1983
- (11) 中山繁信：『現代に生きる境内空間の再発見』 彰国社 2000
- (12) 東京都神社庁編：『東京都神社史料第一輯 御府内備考続編神社部』 東京都神社庁 1966
- (13) 市古夏生・鈴木健一：『新訂江戸名所図会 I~VI』 ちくま学芸文庫 1996~1997
- (14) 東京市役所：『帝都復興区画整理誌』 東京市役所 1931
- (15) 建設省編：『戦災復興誌』 大空社 1991
- (16) 都市デザイン研究体：『日本の都市空間』 彰国社 1968
- (17) 横文彦他：『みえがくれる都市』 鹿島出版会 1980
- (18) 東京都神社庁編：『東京都神社名鑑 上・下巻』 東京都神社庁 1986